

委員会提出議案第10号

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月19日

岩倉市議會議長 須藤智子様

提出者 厚生・文教常任委員会  
委員長 水野忠三

## 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の基盤として、国民の生命・健康を守るために重要な役割を果たしている。一方で、加入者の年齢構成が高く医療費が高水準となることや、被保険者の所得水準が低いという構造的な問題があり保険税の負担が重くなっている。

2022年度の保険料の負担率で見ると国民健康保険税9.6%に対し、協会けんぽ7.2%、共済組合5.6%となっている。国は、低所得の方々の保険税軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし、国民健康保険税の構造的な問題を解決するには至っておらず、物価高騰に苦しむ国民生活を支援するためにも国による財政支援を拡大することが必要不可欠である。

また、国民健康保険では、18歳未満の子どもを含めた無収入の人にも保険税が課されている。特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から就学前の子どもの均等割の軽減が実施されたが、さらなる負担軽減は喫緊の課題である。

以上のことから、下記事項の実施を強く求める。

### 記

- 1 国民健康保険税を引き下げるため、国庫負担を増額するなど財政支援を拡充すること。
- 2 就学前児に限られている子どもの均等割保険税への軽減措置について、対象年齢・軽減額を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）